

令和3年度とかち財団学生起業家育成奨学金事業 公募要領

(1) 募集期間

令和3年3月15日（月）～令和3年4月22日（木）17時30分まで（必着）

(2) 応募方法

公益財団法人とかち財団まで、ご郵送又はご持参ください。

(3) 応募様式の入手方法

この要領に掲載しているほか、当財団ホームページからもダウンロードいただけます。

ホームページ

(<http://www.tokachi-zaidan.jp/student.php>)

(4) 提出、お問合せ先

(事務局) 公益財団法人とかち財団 総合企画部 事業創発支援グループ

住 所 〒080-0012

帯広市西2条南11丁目12番地1 天光堂ビル1F (LAND)

電 話 0155-67-7895

電子メール student@tokachi-zaidan.jp

(目次)

1. 事業の趣旨	1
2. 応募対象者	1
3. 給付期間	1
4. 奨学金の額	1
5. 給付条件	2
6. ビジネスプラン磨き上げの流れ	2
7. 応募手続等の概要	3
8. 選考方法及び選考結果の公表	3
9. 事業スケジュール	4
10. 採択決定の取消し	4

【1】事業の趣旨

次世代を担う学生に対し、ビジネスプランの磨き上げ支援を通じた人材育成を行い、起業への意欲を喚起し、起業を目指す学生層の拡大を図ります。将来、起業家精神を持つ有能な人材を社会に数多く輩出し、もって十勝の地域経済の発展に寄与するため、起業を目指す学生に対し、奨学金を給付するものです。

【2】応募対象者

応募対象者は、十勝の地域経済の発展に寄与することを目的とし、将来事業を起こすことを目標とする、十勝管内の大学・大学院・短期大学・専修学校（修業年限 2 年以上の専門課程で文部科学省が定めるもの）に在籍する学生です。

ただし、他地域の大学・大学院・短期大学・専修学校（修業年限 2 年以上の専門課程で文部科学省が定めるもの）、高等専門学校（4 年次以上）に在籍する学生であっても、以下の項目のいずれかに該当する場合は対象とします。

- 十勝の地域経済の発展に寄与することを目的とし、将来十勝を拠点として事業を起こすことを目標としている場合
- 十勝の地域経済の発展に寄与することを目的とし、将来十勝に深く関わる事業内容で事業を起こすことを目標としている場合

なお、同一プランの複数名での応募や、過去に本事業で採択されたことがある学生は対象外とします。

【3】給付期間

採択月から令和 4 年 3 月まで

【4】奨学金の額

期間中に給付する奨学金の額は、年額 3 6 万円です。

※奨学金は、ビジネスプランの磨き上げやビジネスプランの実現化に向けた取り組み（調査、試作品の製作、概念実証等）に使用するよう努めてください。ただし、領収書等の提出や奨学金返還の義務はありません。

※要領【5】の給付条件を満たさなかった場合および要領【10】に該当する場合は返還を求めることがあります。

【5】給付条件

以下の条件を全て満たすものです。

- 意欲を持ってビジネスプランの磨き上げに取り組むこと。
- 毎月、ビジネスプラン磨き上げの取組状況における報告書を提出すること。
- 年度内に2回（9月末・12月末）ビジネスプラン磨き上げの取組状況における面談に応じること。
- 採択者説明会^{*1}（6月下旬予定）およびビジネスプラン報告会^{*2}（令和4年3月上旬予定）に参加すること。

※1 採 択 者 説 明 会…今後のスケジュールなど本事業についての説明を行います。

※2 ビジネスプラン報告会…磨き上げたビジネスプランを発表します。

【6】ビジネスプラン磨き上げの流れ

- (1) ビジネスプランの目標設定をしていただきます。（例：起業する、事業計画書を完成させるなど）
- (2) ビジネスプラン報告会に向けたビジネスプランの磨き上げを行っていただきます。
- (3) 必要に応じ、専門家・事業者による個別相談など、ビジネスプランの磨き上げを支援いたします。

【7】応募手続等の概要

- (1) 申請書類の提出先及びお問合せ先

（事務局）公益財団法人とかち財団 総合企画部 事業創発支援グループ

住 所 〒080-0012

帯広市西2条南11丁目12番地1 天光堂ビル1F（LAND）

電 話 0155-67-7895

電子メール student@tokachi-zaidan.jp

- (2) 募集期限

令和2年4月22日（木）17：30まで（必着）

- (3) 採択人数

5名以内

- (4) 申請書類

以下の申請書類を郵送またはご持参ください。

①奨学生願書（様式第1号）

②ビジネスプランシート（様式第2号）

用紙サイズはA4縦、日本語で記載願います。

なお、必要に応じて追加資料の提出及び説明を求めることがあります。

【8】選考方法及び選考結果の公表

(1) 選考方法

書類審査及び面談審査を行います。選考委員会において、起業・ビジネスプランの内容を以下の評価視点項目、評価視点内容により審査し、採択を決定します。

評価視点項目	評価視点内容
熱意・意欲	<ul style="list-style-type: none">・ビジネスプランに取り組む目的は明確か・1年間ビジネスプランの磨き上げに取り組む熱意があるか
地域貢献性	<ul style="list-style-type: none">・地域産業に波及するようなビジネスプランか・地域社会が抱える課題を解決するようなビジネスプランか
市場性・将来性	<ul style="list-style-type: none">・ビジネスプランにおける将来像を見据えているか・ターゲットとする顧客や市場は明確か
新規性・独創性	<ul style="list-style-type: none">・今までにない新しい視点があるか・類似であっても他との差別化がされているか
計画性・実現性	<ul style="list-style-type: none">・持続性を意識し計画を立てているか・実現するためのプロセスや課題は明確か

(2) 選考結果の公表

選考結果については、ホームページやSNS等にて公開します。

(氏名・タイトル・事業概要等。不採択の場合は公表しません。)

【9】事業スケジュール

①	4月22日(木)	募集期限
・募集期限までに、書類すべてを整えて提出していただく必要があります。		
②	5月下旬	書類審査可否の通知
・書類による審査を行い、可否が決定次第、通知します。		
③	6月中旬	面談審査
・プレゼンテーション形式でビジネスプランを発表していただきます。		
・発表時間は7分程度を予定しています。		
・実施日時・場所については、別途お知らせします。		
④	6月中旬	採択・不採択の通知
・申請内容やプレゼン審査の内容を踏まえ、選考します。		
・可否が決定次第、通知します。		
⑤	6月下旬(予定)	採択者説明会
・今後のスケジュールなど本事業についての説明を行います。		
⑥	7月～3月	近況報告・ビジネスプラン磨き上げ・奨学金給付
・毎月、ビジネスプラン磨き上げの取組状況における報告書をご提出いただきます。報告書の提出をもって奨学金を支給します。		
⑦	9月末・12月末	ビジネスプラン磨き上げの取り組み状況における面談
・事務局が取り組み状況における面談を実施します。		
⑧	令和3年3月上旬	ビジネスプラン報告会
・磨き上げたビジネスプランを発表します。		

【10】採択決定の取消し

以下の場合には理事長の判断により、奨学金給付決定の取り消し、奨学金を既に給付している場合は、その全部又は一部の返還を命じますのでご注意ください。

- 奨学金を必要としなくなったとき。
- 傷害疾病のため学業継続の見込みがなくなったとき。
- 在学する大学等で停学又は退学の処分を受けたとき。
- 虚偽の申請その他不正行為によって採択されたことが判明したとき。
- 事務局が指定する義務を怠ったとき。
- ビジネスプランを磨き上げる意思が無いと判断されたとき。
- その他奨学生として適当ではない理由が生じたとき。